

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 22 年高契・公告第 1 号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和 2 年 4 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第 1 号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和 39 年高松市規則第 36 号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成 30 年高松市規則第 34 号）第 100 条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第 6 条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基</p>	<p>高契・公告第 1 号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和 39 年高松市規則第 36 号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成 30 年高松市規則第 34 号）第 100 条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第 6 条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基</p>

本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成22年4月12日

本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成22年4月12日

改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）

改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西 秀人

9 支払条件の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」とは、契約の区分に応じ、次のア及びイに定めるとおりとする（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字に冠するものとする。）。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 前金払及び中間前金払

1 日以降公表分について適用)

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西 秀人

9 支払条件の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」とは、契約の区分に応じ、次のア及びイに定めるとおりとする（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字に冠するものとする。）。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 前金払及び中間前金払

の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、請求により、請負代金額の100分の40以内の額を支払うことをいう。

(イ) 略

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約 前金払及び中間前金払の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、指定年度分の出来高予定額が200万円以上の工事について、請求により、当該年度の出来高予定額の100分の40以内の額を支払うことをいう。指定年度の表示は、「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字の次に「（令和何年度）」を付すことによる。

の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、請求により、請負代金額 （ただし、平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないものについて、平成31年10月1日の前日までに請求を受けたときは、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。（イ）において同じ。） の100分の40以内の額を支払うことをいう。

(イ) 略

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約 前金払及び中間前金払の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、指定年度分の出来高予定額が200万円以上の工事について、請求により、当該年度の出来高予定額 （ただし、平成31年10月1日の前日までに請求を受けた場合は、当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。（イ）において同じ。） の100分の40以内の額を支払うことをいう。指定年度の表示は、「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字の次に「（平成何年度）」を付すことによる。

(イ) 略

(2) 「部分払」とは、債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合に、指定年度において部分払をすることをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「部分払」の文字に冠するものとする。）。指定年度の表示は、「部分払」の文字の次に「（令和何年度）」を付すことによる。ただし、当該工事の出来高が当該年度の出来高予定額の10分の3以上に達した場合において、その出来高の10分の9以内の金額から、前払金及び中間前払金の合計額を差し引いた金額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(3) 略

10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 略

(2) 「部分払」とは、債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合に、指定年度において部分払をすることをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「部分払」の文字に冠するものとする。）。指定年度の表示は、「部分払」の文字の次に「（平成何年度）」を付すことによる。ただし、当該工事の出来高が当該年度の出来高予定額の10分の3以上に達した場合において、その出来高（ただし、平成31年10月1日の前日までに請求を受けた場合は、当該出来高に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。）の10分の9以内の金額から、前払金及び中間前払金の合計額を差し引いた金額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(3) 略

10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の108（平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の10.14（3）において同じ。）に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上の額の入札保

1 4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

1 5 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1) 略

(2) ア 略

イ(ア)・(イ) 略

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件（建設工事に係る平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必

証金を納付しなければならない。

1 4 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、110分の100）に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

1 5 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1) 略

(2) ア 略

イ(ア)・(イ) 略

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件（建設工事に係る平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間の競争入札に参加する者に

要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件
（平成30年高松市告示第969号）別表備考2（1）括弧内
又は（2）括弧内の資格を含む。）を付した場合にあっては、
当該要件

必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める
件（平成30年高松市告示第969号）別表備考2（1）括弧
内又は（2）括弧内の資格を含む。）を付した場合にあって
は、当該要件